

公 示

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施については、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」(平成 26 年 1 月 27 日中運局公示 110 号。以下「監督措置公示」という。)に定められ、必要車両数の考え方が示されているところであるが、今般、監督措置公示のうち、増車の認可に係る部分の取扱いについて、別紙のとおり定めたので公示する。

令和 7 年 1 月 30 日

中部運輸局長 中村 広樹

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「特措法」という。）第 15 条の 2 第 1 項に基づき、タクシー未稼働枠の暫定活用を行うための増車の認可申請に係る取扱いについては、令和 8 年 3 月 31 日までの間、本公示に定めるところによる。

1. 用語の定義

本公示で使用する用語は、特措法及び監督措置公示において使用する用語の例による。

2. 対象地域

本公示に基づく、タクシー未稼働枠の暫定活用の対象地域は、令和 5 年度の営業区域の輸送実績を基に算出した必要車両数から、同年度末時点の営業区域の総車両数に同年度の営業区域の平均実働率をかけ合わせた数値を差し引いて算出された数値（以下「未稼働車両数」という。）に 30 パーセントをかけ合わせた数値が 2 以上となる以下の地域とする。

なお、暫定増車可能車両数及び算定基礎数値等は、別表のとおりである。

管轄運輸支局	地域名（交通圏）
愛知運輸支局	尾張北部交通圏
	東三河南部交通圏
静岡運輸支局	静岡交通圏
	浜松交通圏
	沼津・三島交通圏
	富士・富士宮交通圏
	藤枝・焼津交通圏
岐阜運輸支局	大垣交通圏
	東濃西部交通圏
	東濃東部交通圏
	美濃・可児交通圏
	高山交通圏
福井運輸支局	福井交通圏

3. 申請資格

令和 5 年度の実働率が、認可申請に係る営業区域における令和 5 年度の平均実働率を上回っている事業者であること。

4．認可基準

「法人タクシー事業の申請に関する審査基準について(平成14年1月18日中運局公示第242号)」の基準に適合することに加え、次に掲げる基準の全てに適合する者に限り、認可できることとする。

営業区域において供給過剰とならない基準(特措法第15条の2第1項第1号)

- イ 2.の対象地域であって、かつ、未稼働車両数の30パーセント(端数切捨て)以内の暫定増車であること。
- ロ その他認可申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が公益上必要かつ適切なものであること。

事業者の事業活動に関する基準(特措法第15条の2第1項第2号)

イ 令和5年度の営業区域内の営業所に配置するタクシー車両1台当たりの収入が、令和4年度と比較して増加していること又は当該準特定地域の平均に比べ高いこと。

ロ 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標が定められており、かつ、当該目標の達成状況が把握されていること又は申請前1年間及び申請後において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)又は特措法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分がないこと。

ハ 令和5年度のタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故(道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に規定する交通事故をいう。以下同じ。))の発生件数が、認可申請に係る準特定地域におけるタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること。

ニ 令和2年度以降に実施した運賃改定後、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用するすべての労働契約を締結するタクシー運転者について、賃金を増額する措置が講じられていること。

ホ タクシー事業の活性化(利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、労働条件の整備等)のための措置がとられていること。

ヘ 認可申請に係る準特定地域の営業所に配置するUDタクシー車両の台数が令和5年度と比較して増加していること。

ト 申請する事業計画を遂行するに足る運転者(申請時点において、今後勤務することが採用通知書等で確認できる者を含む。)数が確保されていること。

5．手続方法

別紙2申請書に必要書類を添付の上、令和7年2月10日までに各運輸支局に対して事業計画の変更の認可申請を行うこと。

6．車両配分

(1) 営業区域の未稼働車両数の30パーセント(端数切捨て)を、当該営業区域に

おける暫定増車可能車両数とする。

- (2) 各事業者の希望車両数の合計が暫定増車可能車両数を下回る場合は、希望車両数どおり各営業所に配分を行う。
- (3) 各事業者の希望車両数の合計が暫定増車可能車両数を上回る場合は、運転者(申請時点において、今後勤務することが採用通知書、メール等で確認できる者を含む。) 数を申請時点の事業計画上の車両数で除した数値が高い営業所より 1 両ずつ配分し、配分が一巡してもなお暫定増車可能車両数に余剰がある場合は、再度当該数値が高い営業所より 1 両ずつ配分することを繰り返す。
- (4) (3) で計算した運転者数を車両数で除した数値が同じ事業者が複数いた場合は、これまでの適正化及び活性化に資する取組(需要喚起、労働条件の改善、減車等) を考慮して、順位付けする。

7 . 申請期間及び標準処理期間

本件に係る認可申請の期間は令和 7 年 1 月 30 日から同年 2 月 10 日までとし、標準処理期間は、2 ヶ月とする。

8 . 認可に付す条件

- (1) 本公示に基づく認可は、認可日より令和 8 年 3 月 31 日までの期限とし、期限経過後は、すみやかに道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) 第 2 章に基づく登録又は同法第 14 条に基づく自動車登録番号の自家用への変更を実施することとする。ただし、当該期限内に特措法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 3 項に基づき準特定地域の指定が解除された場合においては、当該認可に係る暫定増車については、道路運送法第 15 条第 3 項に基づく届出がなされたものとみなす。
- (2) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和 39 年運輸省令第 21 号) 第 3 条第 1 項に基づき、翌月 10 日までに、当該認可に係る暫定増車を含めた月別輸送実績報告書(都市型ハイヤー及び福祉限定車両は除く。) の報告を求めることとする。
- (3) 認可日より 1 ヶ月以内に、事業計画の変更を実施(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) 第 2 章に基づく登録又は同法第 14 条に基づく自動車登録番号の事業用への変更) しない車両がある場合には、その車両分の認可は、効力が消滅することとする。
- (4) その他必要に応じて、条件を付すこととする。

附 則 (令和 7 年 1 月 30 日付け中運局公示第 7 7 号)

- 1 . この公示は、令和 7 年 1 月 30 日から適用する。

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る対象地域について

管轄支局	営業区域	A 令和5年度 末車両数	B 令和5年度 実働率	C 稼働車両数 (A×B)	D 必要車両数	E 必要車両数との差 (D-C)	増車可能車両数 (E×0.3)	令和5年度 日車営収(円)	令和5年度 走行100万km 当たり事故件数
愛知	尾張北部交通圏	358	57.1%	205	212	7	2	33,509	10.49070455
愛知	東三河南部交通圏	445	57.6%	256	282	26	7	30,237	12.74612388
静岡	静清交通圏	1,023	50.4%	516	544	28	8	27,748	6.497311223
静岡	浜松交通圏	843	53.2%	449	482	33	9	29,458	10.85704189
静岡	沼津・三島交通圏	625	57.2%	358	377	19	5	27,663	7.592598643
静岡	富士・富士宮交通圏	445	58.6%	261	294	33	10	22,773	3.408069747
静岡	藤枝・焼津交通圏	427	54.5%	233	244	11	3	23,011	5.519940581
岐阜	大垣交通圏	227	44.1%	100	131	31	9	25,449	10.4625426
岐阜	東濃西部交通圏	157	50.5%	79	88	9	2	23,925	9.060668777
岐阜	東濃東部交通圏	104	40.1%	42	55	13	4	23,196	9.397636247
岐阜	美濃・可児交通圏	233	53.9%	125	137	12	3	21,568	7.663519387
岐阜	高山交通圏	133	50.3%	67	83	16	4	22,720	5.377841373
福井	福井交通圏	537	38.2%	205	233	28	8	26,608	3.319043744

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」(令和6年8月30日付け中運局公示第34号)より引用

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

氏名又は名称：

住 所：

代 表 者：

一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書
 (準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用)

今般、法人タクシー事業の事業計画(営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数)を変更するため、道路運送法第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 事業の種別

3. 変更しようとする事業計画(新旧)

新旧	旧					新				
	タクシー	ハイヤー		福祉車両	計	タクシー	ハイヤー		福祉車両	計
		その他	都市型				その他	都市型		

暫定増車車両数 両

令和5年度実働率 %

4. 添付資料

様式1 - 1・2、様式2、運転者一覧、運転者の採用状況がわかる書面

1. 日車營收

営業区域内の営業所に配置するタクシー車両 1 台当たりの収入について

令和 4 年度（申請者） _____ 円

令和 5 年度（営業区域） _____ 円

令和 5 年度（申請者） _____ 円

【 < 又は < であること】

2. 交通事故件数（令和 5 年度）

事故件数 _____ 件（A）

総走行キロ _____ km（B）

タクシー車両の走行距離 100 万 km 当たりの交通事故の発生件数

$(A) \div (B) \times 100 \text{ 万} = \text{_____ 件}$

【営業区域内の件数を下回っていること】

3. 運転者の確保状況

（ _____ 営業所）

確保人員 _____ 名 運転者一覧を添付

確保予定人員 _____ 名 採用状況がわかる書面を添付

勤務形態	車両数(A)	必要人員(B)	割合
1 車 1 人 制	_____ 両	_____ 人	1 _____
1 車 2 人 制	_____ 両	_____ 人	2 _____
2 車 3 人 制	_____ 両	_____ 人	3 _____
その他	_____ 両	_____ 人	4 _____
合計	_____ 両	_____ 人	

（記載上の注意点）

- ・車両数の合計は、新たに申請する事業計画のタクシー車両数の合計とする。
- ・必要人員の合計は、確保人員と確保予定人員の合計とする。

（割合の計算方法）

¹ $B \div A$

² $B \div A \times 1 / 2$

³ $B \div A \times 2 / 3$

⁴ $B \div A \times \text{勤務形態次第}$

【¹ ~ ⁴の割合が「1」以上となること】

4. 車庫の必要面積 (概算)

営業所名	自動車車庫の位置	収容能力	車両数	必要面積計

上記 1 ~ 4 の内容で相違ありません。

令和 年 月 日

氏名又は名称：

住 所：

代 表 者：

運輸支局長 殿

宣 誓 書

当社（当方）は、運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標を定めており、かつ、当該目標の達成状況を把握している又は申請前1年間において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分を受けたことはありません。

当社（当方）は、令和2年度以降に実施した運賃改定後、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全ての労働契約を締結するタクシー運転者について、賃金を増額する措置を講じています。

当社（当方）は、タクシー事業の活性化（利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、タクシー運転者の労働条件の改善その他の労働条件の整備等）のための措置をとっております。

当社（当方）は、認可申請に係る準特定地域の営業所に配置するUDタクシー車両の台数が令和5年度と比較して増加しております。

当社（当方）は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）」で定める基準に適合する任意保険又は共済に、計画車両のすべてが加入する計画があります。

上記に相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

氏名又は名称：

住 所：

代 表 者：